

平成 23 年 2 月 10 日

各 位

会 社 名 株式会社ノーリツ  
代表者名 代表取締役社長 國井 総一郎  
兼 代表執行役員  
(コード 5943 東証第1部、大証第1部)  
問 合 せ 先 取 締 役 金 田 友 三 郎  
兼 常 務 執 行 役 員  
(電話番号 078-391-3361)

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 23 年 2 月 10 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 23 年 3 月 30 日開催予定の第 61 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

法令に定める監査役員の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役の選任および当該選任の決議要件等に関する規定を新設するものであります。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	(補欠監査役) 第33条 <u>法令で定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会の決議により補欠監査役を選任することができる。</u> <u>補欠監査役の選任決議の定足数および決議要件は、第30条第2項の規定を準用する。</u> <u>第1項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。</u> <u>補欠監査役の選任の効力は、選任後最初に開催される定時株主総会の開始の時までとする。</u>
第33条～第40条 (条文省略)	第34条～第41条 (現行どおり)

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 23 年 3 月 30 日 (予定)  
定款変更の効力発生日 平成 23 年 3 月 30 日 (予定)

以 上